

## 愛知県医療圏保健医療計画(中間見直し)(案) 市町村・関係団体からの意見及び対応

番号	団体名	医療圏	章	節	頁	行	原案	修正案	修正理由	県の考え方
1	岡崎市	西三河南部東	全体				計画全体で表に記載されている疾病・医療施設の数値が平成27年のままになっている。	引用されている数値を最新のものに更新していただき、現状・課題の記載と整合性を取っていただきたい。	他の医療圏では最新の数値に更新されている中で本医療圏の更新されていない数値が目立っており、現状の記載も全体は古い数値に基づいた記載になっている。部分的に修正しているため、数値の新・古が混在し、病院数(藤田医科大学岡崎医療センター開院で+1)などズレが生じています。	最新の数値・記載に修正します。
2	〃	西三河南部東	1	4	7	図1-4-①	「②岡崎市立愛知病院」、「⑩北斗病院」	「②愛知県立愛知病院」、「⑩愛知医科大学メディカルセンター病院」	令和3年4月1日に開院した愛知医科大学メディカルセンターまでを反映してもらいたい。	修正案のとおり、令和3年4月1日時点で修正します。
3	〃	西三河南部東	2	1	8	下から2行目	「健康おかげき21計画(第二次)」	「健康おかげき21計画(第2次)」	計画の表記を正式なものに修正。	修正案のとおり修正します。
4	〃	西三河南部東	2	6	40	下から6行目	(新規追加)	課題 ○岡崎歯科総合センター(地域拠点歯科診療所)は、平成20年4月の開所から12年以上経過し、診療設備の老朽化が目立ちます。今後も当センターが地域の拠点として機能するために設備等を更新整備する必要があります。 ○障がい者歯科診療は、行動管理や安全管理などで専門的な知識・技術・時間を要することから事業運営に支援が必要です。	地域の課題として把握しているため。	修正案のとおり修正します。
5	〃	西三河南部東	3		45	17	(現状)○岡崎薬剤師会は岡崎市医師会夜間急病診療所の調剤業務に協力しているほか、休日当番薬局などの事業を実施しています。	○岡崎薬剤師会は休日当番薬局などの事業を実施しています。	薬剤師会として岡崎市医師会夜間急病診療所の調剤業務に協力しているわけではないため。	修正案のとおり修正します。
6	〃	西三河南部東	3		45	26	(現状)○当医療圏の第2次救急医療体制は、医師等の不足により輪番制を毎日実施できない状況が続いています。	削除	藤田医科大学岡崎医療センターが開院して現状が変わったため	修正案のとおり削除します。
7	〃	西三河南部東	3		45	32	(現状)○第2次救急医療を担う藤田保健衛生大学岡崎医療センターの開院に向けた整備を進めています。	○第2次救急医療を担う藤田医科大学岡崎医療センターが令和2年4月より診療を開始し、北斗病院が愛知医科大学メディカルセンターへ変わりました。	藤田医科大学岡崎医療センターが開院し、北斗病院が開院し、愛知医科大学メディカルセンターが開院したため。	修正案のとおり、令和3年4月1日時点で修正します。
8	〃	西三河南部東	3		45	5	(課題) ○入院の必要がない患者と入院が必要な患者～。 ○日頃の病歴等健康状態を管理し、急病時に～。 ○高齢者の救急需要が増加傾向にあること～。	(従来の課題は削除。) ○藤田医科大学岡崎医療センターが開院し、24時間365日第2次救急を実施する体制となったことから、当医療圏の患者の搬送状況を注視していく必要があります。	藤田医科大学岡崎医療センターが開院したため、当医療圏の課題が変化したことによる。	修正案のとおり修正します。

愛知県医療圏保健医療計画(中間見直し)(案) 市町村・関係団体からの意見及び対応

番号	団体名	医療圏	章	節	頁	行	原案	修正案	修正理由	県の考え方
9	〃	西三河南部東	3		46	31	(課題) ○小児救急医療に関しては、岡崎市と幸田町は、「こどもの急病ガイドブック」を作成し、～。	○小児救急医療に関しては、市町は、「こどもの急病ガイドブック」を作成し、～。	全体の表現に合わせて市町の表現に変更。	修正案のとおり修正します。
10	〃	西三河南部東	3		47		表3-1 令和3年3月1日現在 北斗病院	令和3年4月1日現在 愛知医科大学メディカルセンター	北斗病院から愛知医科大学メディカルセンターへ変わったため。	修正案のとおり、令和3年4月1日時点で修正します。
11	〃	西三河南部東	4		50	19	(現状) 図4-①	災害医療提供体制体系図を追加。	記載がないため。 他の医療圏の計画では災害医療提供体制体系図が記載されているため、当医療圏の計画においても改訂前の計画に記載されていた図を更新して記載してはどうか。	修正案のとおり更新した図を追加します。
12	〃	西三河南部東	4		51	9	北斗病院	愛知医科大学メディカルセンター	北斗病院から愛知医科大学メディカルセンターへ変わったため。	修正案のとおり、令和3年4月1日時点で修正します。
13	〃	西三河南部東	6		60	30	(現状) ○岡崎市小児救急医療対策部会において、症状別の対処法を掲載したガイドブックの作成・配布、また市町では保護者向けの小児救急出前講座を開催するなど、各種事業を展開しています。	(現状) ○市町において、症状別の対処法を掲載したガイドブックを作成・配布し、保護者向けの小児救急出前講座を開催するなど、各種事業を展開しています。	ガイドブックの作成・配布は市町で実施しているため。	修正案のとおり修正します。
14	豊田市	西三河北部	3	1	50	15 16 (右列)	人口バランス等を踏まえた第1次救急診療所の分散化が必要です。	削除	南部に1次救急診療所が開設したため	修正案のとおり修正します。
15	〃	〃	3	1	50	18 19 (左列)	豊田市の第1次救急診療所は、旧豊田市域の北部に集中しています。	削除	〃	修正案のとおり修正します。
16	〃	〃	3	3	52	4 (左列)	2016年度の相談件数は3,825件	2020年度の相談件数は10,340件	時点修正	修正案のとおり修正します。
17	〃	〃	3		54	図	第1次救急体制 (初期及び急性期症状) ・休日夜間診療所 ・在宅当番医制	第1次救急体制 (初期及び急性期症状) ・夜間1次救急病院 ・休日救急診療所 ・在宅当番医制	実態にあわせるため	修正案のとおり修正します。
18	〃	〃	6	1	67	17 18 (左列)	昼間は豊田加茂医師会立休日救急内科診療所です。	昼間は豊田加茂医師会立休日救急内科診療所及び、豊田市立南部休日救急内科診療所です。	南部に1次救急診療所が開設したため	修正案のとおり修正します。
19	〃	〃	6	1	67	35 (左列)	豊田市では、「とよた急病・子育てコール24～(育救(いっきゅう)さんコール)」により、	豊田市では、「とよた急病・子育てコール24～(育救(いっきゅう)さんコール(電話0120-799192))」により、	前2段と整合性を取るため	修正案のとおり修正します。

愛知県医療圏保健医療計画(中間見直し)(案) 市町村・関係団体からの意見及び対応

番号	団体名	医療圏	章	節	頁	行	原案	修正案	修正理由	県の考え方
20	〃	〃	6		70	図	時間外救急(休日・夜間) 夜間:豊田地域医療センター 休日昼間:豊田加茂医師会立 休日救急内科診療所  <豊田市> とよた救急・子育てコール24 ～育救(いっきゅう)さんコール～	時間外救急(休日・夜間) 夜間:豊田地域医療センター 休日昼間:豊田加茂医師会立 休日救急内科診療所 豊田市立南部休日 救急内科診療所  <豊田市> とよた救急・子育てコール24 ～育救(いっきゅう)さんコール～ 0120-799192 24時間年中無休	実態にあわせるため	修正案のとおり修正します。
21	〃	〃	8	4	77	27 28 (左列)	在宅医療サポートセンター	在宅相談ステーション	名称変更による	修正案のとおり修正します。
22	〃	〃	8	4	77	35 (左列)	・・・の導入を検討しています。	・・・を導入しています。	実態にあわせるため	修正案のとおり修正します。
23	飛島村	海部	1	4	6	地図	名古屋南-飛島間が国道(302号線)として記載されている	名古屋南-飛島間を有料道路(名古屋第2環状自動車道)として記載する	名古屋第2環状自動車道名古屋南-飛島間が令和3年5月に開通したため	修正案のとおり修正します。
24	愛知県保険者協議会	名古屋・尾張中部	2	4	30～ 34		(言及なし)	「糖尿病対策」において、糖尿病性腎症重症化予防プログラム(に基づく取組)への言及を希望します。(県計画参照)	平成30(2018)年度から県の糖尿病性腎症重症化予防プログラム(平成30(2018)年3月策定)に基づく取組が開始されているため。	【P.32】2 糖尿病予防を糖尿病予防・重症化予防とし、(現状)に以下のとおり追記する。 市町国保における糖尿病性腎症重症化予防の取組を推進するため、平成30(2018)年3月に愛知県が「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定しています。 【P.32】4 医療連携体制の(現状)に以下のとおり追記する。 糖尿病性腎症重症化予防の取組を推進するため、令和元年度(2019)年度から愛知県糖尿病性腎症重症化予防推進会議を開催し、愛知県と市町村国保(名古屋市国民健康保険)及び後期高齢者医療広域連合、関係団体等との情報共有や、連携体制の構築を図っています。 【P.33】(今後の方策)の1点目を以下のとおり修正する。 糖尿病患者や糖尿病ハイリスク者が適切な生活習慣および治療を継続できるよう、病院、診療所、歯科診療所、薬局、保健所、事業所等の連携を図り、糖尿病初期教育、治療中断者への対応、腎機能や網膜症、歯周病などの合併症治療等、糖尿病の各段階に合わせた適切な医療体制の構築を推進していきます。

愛知県医療圏保健医療計画(中間見直し)(案) 市町村・関係団体からの意見及び対応

番号	団体名	医療圏	章	節	頁	行	原案	修正案	修正理由	県の考え方
25	〃	〃	10		103 ～ 113		(言及なし)	「高齢者保健医療福祉対策」において、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(の取組)への言及を希望します。(県計画参照)	令和2(2020)年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が制度化され、取組が開始されているため。	【名古屋域分】以下のとおり追加する。 【P.104】 6 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(現状) 高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、後期高齢者の保健事業を効果的かつ効率的できめ細かなものとするため、後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業の一部を市町村に委託し、市町村は、国民健康保険の保健事業及び介護保険の地域支援事業と一体的に実施することとされました(令和2(2020)年度～)。 (課題) 一体的な実施の取組として、医療専門職を配置した上で、地域の関係団体との連携の下、KDBを活用した健康課題の把握等に基づくハイリスクアプローチや、通いの場等を活用したポピュレーションアプローチを行っていく必要があります。  【尾張中部地域分】以下のとおり追加する。 【P.111】(現状) 高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、後期高齢者の保健事業を効果的かつ効率的できめ細やかなものとするため、令和2(2020)年度から後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業の一部を市町村に委託し、市町村は、国民健康保険の保健事業及び介護保険の地域支援事業と一体的に実施することとされました。 この一体的な実施の取組は、令和6(2024)年度までに実施することとされており、医療専門職や配置や、地域の関係団体との連携に向けた体制整備を進めています。 【P.111】(課題) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施体制の推進のために、各市町の実情に応じた取組支援を行う必要があります。 【P.112】(今後の方策) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組について、令和6(2024)年度までに全ての市町で実施されるよう、制度の周知徹底や優良事例の横展開を通してその取組を支援します。
26	〃	海部	9		74～ 81		(言及なし)	「高齢者保健医療福祉対策」において、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(の取組)への言及を希望します。(県計画参照)	令和2(2020)年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が制度化され、取組が開始されているため。	一部修正の上、言及(追加)します。
27	〃	尾張東部	2	4	21～ 25		(言及なし)	「糖尿病対策」において、糖尿病性腎症重症化予防プログラム(に基づく取組)への言及を希望します。(県計画参照)	平成30(2018)年度から県の糖尿病性腎症重症化予防プログラム(平成30(2018)年3月策定)に基づく取組が開始されているため。	県計画に合わせた形で追記します。
28	〃	〃					(言及なし)	「高齢者保健医療福祉対策」において、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(の取組)への言及を希望します。(県計画参照)	令和2(2020)年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が制度化され、取組が開始されているため。	県計画に合わせた形で追記します。
29	〃	尾張西部	2	4	26～ 30		(言及なし)	「糖尿病対策」において、糖尿病性腎症重症化予防プログラム(に基づく取組)への言及を希望します。(県計画参照)	平成30(2018)年度から県の糖尿病性腎症重症化予防プログラム(平成30(2018)年3月策定)に基づく取組が開始されているため。	以下のとおり追記する。 4 医療連携体制(現状) 糖尿病性腎症重症化予防の取組を推進するため、平成30(2018)年3月に策定された愛知県糖尿病性腎症重症化予防プログラムを基に、地域連携会議を開催し、市町国保及び関係団体等との情報共有や連携体制の構築を図っています。 (課題) 糖尿病対策では症状の各時期での医療の連携が重要です。地域において病院、診療所、歯科診療所がそれぞれの機能を生かした役割分担を行い、病診連携及び病病連携を推進する必要があります。

愛知県医療圏保健医療計画(中間見直し)(案) 市町村・関係団体からの意見及び対応

番号	団体名	医療圏	章	節	頁	行	原案	修正案	修正理由	県の考え方
30	〃	〃	9		69～71		(言及なし)	「高齢者保健医療福祉対策」において、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(の取組)への言及を希望します。(県計画参照)	令和2(2020)年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が制度化され、取組が開始されているため。	以下のとおり追記する。 4 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施(現状) 高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、後期高齢者の保健事業を効果的かつ効率的できめ細やかなものとするため、令和2(2020)年度から後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業の一部を市町村に委託し、市町村は、国民健康保険の保健事業及び介護保険の地域支援事業と一体的に実施することとされました。 この一体的な実施の取組は、令和6(2024)年度までに実施することとされており、医療専門職や配置や、地域の関係団体との連携に向けた体制整備を進めています。 (課題) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施体制の推進のために、各市の実情に応じた取組支援を行う必要があります。 (今後の方策) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組について、令和6(2024)年度までに全ての市で実施されるよう、制度の周知徹底や優良事例の横展開を通してその取組を支援します。
31	〃	尾張北部	9		68～73		(言及なし)	「高齢者保健医療福祉対策」において、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(の取組)への言及を希望します。(県計画参照)	令和2(2020)年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が制度化され、取組が開始されているため。	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取り組みについて記載します。
32	〃	知多半島	2	4	27～31		(言及なし)	「糖尿病対策」において、糖尿病性腎症重症化予防プログラム(に基づく取組)への言及を希望します。(県計画参照)	平成30(2018)年度から県の糖尿病性腎症重症化予防プログラム(平成30(2018)年3月策定)に基づく取組が開始されているため。	糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づく取り組みについて記載します。
33	〃	〃	10		77～81		(言及なし)	「高齢者保健医療福祉対策」において、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(の取組)への言及を希望します。(県計画参照)	令和2(2020)年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が制度化され、取組が開始されているため。	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取り組みについて記載します。
34	〃	西三河北部	10		83～92		(言及なし)	「高齢者保健医療福祉対策」において、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(の取組)への言及を希望します。(県計画参照)	令和2(2020)年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が制度化され、取組が開始されているため。	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取り組みについて記載します。
35	〃	西三河南部東	8	4	28～32		(言及なし)	「糖尿病対策」において、糖尿病性腎症重症化予防プログラム(に基づく取組)への言及を希望します。(県計画参照)	平成30(2018)年度から県の糖尿病性腎症重症化予防プログラム(平成30(2018)年3月策定)に基づく取組が開始されているため。	修正案のとおり修正します。
36	〃	〃	10		75～79		(言及なし)	「高齢者保健医療福祉対策」において、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(の取組)への言及を希望します。(県計画参照)	令和2(2020)年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が制度化され、取組が開始されているため。	一部修正の上、追加します。
37	〃	西三河南部西	10		81～90		(言及なし)	「高齢者保健医療福祉対策」において、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(の取組)への言及を希望します。(県計画参照)	令和2(2020)年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が制度化され、取組が開始されているため。	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取り組みについて記載します。
38	〃	東三河北部	2	4	18～19		(言及なし)	「糖尿病対策」において、糖尿病性腎症重症化予防プログラム(に基づく取組)への言及を希望します。(県計画参照)	平成30(2018)年度から県の糖尿病性腎症重症化予防プログラム(平成30(2018)年3月策定)に基づく取組が開始されているため。	県計画から一部修正の上、追加します。

愛知県医療圏保健医療計画(中間見直し)(案) 市町村・関係団体からの意見及び対応

番号	団体名	医療圏	章	節	頁	行	原案	修正案	修正理由	県の考え方
39	〃	〃	10		50～ 53		(言及なし)	「高齢者保健医療福祉対策」において、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(の取組)への言及を希望します。(県計画参照)	令和2(2020)年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が制度化され、取組が開始されているため。	県計画から一部修正の上、追加します。
40	〃	東三河南部	2	4	24～ 26		(言及なし)	「糖尿病対策」において、糖尿病性腎症重症化予防プログラム(に基づく取組)への言及を希望します。(県計画参照)	平成30(2018)年度から県の糖尿病性腎症重症化予防プログラム(平成30(2018)年3月策定)に基づく取組が開始されているため。	改定されたプログラムに沿って今後取組を開始するため、次期計画策定の際に言及することを検討します。
41	〃	〃	9		66～ 70		(言及なし)	「高齢者保健医療福祉対策」において、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(の取組)への言及を希望します。(県計画参照)	令和2(2020)年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が制度化され、取組が開始されているため。	修正案のとおり追加しました。